

平成 28 年度税制改正大綱

～ 法人税関係～

平成 28 年度税制改正大綱が決定されました。

消費税の軽減税率については、連日新聞やテレビで報道されていたので、既にご存知の方も多いかと思えます。独身・一人暮らしの身としては、密かに外食も軽減税率の対象になることを期待していましたが・・・税率が上がる前に料理の腕を上げようと思えます。消費税のことを考えると愚痴ばかりでできそうなので、今回は法人税関係のものについて、比較的多くの法人が関係しそうな項目をご紹介します。

・ 法人税率の引き下げ

現行 23.9%（中小法人は所得 800 万円まで 15%）について、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に 23.4%、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に 23.2%と段階的に引き下げる。

・ 建物附属設備、構築物の減価償却方法を定額法に統一

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を廃止。建物附属設備及び構築物は、定額法のみとする。

・ 生産性向上設備投資促進税制の適用期限での廃止

即時償却及び税額控除率の上乗せ措置は、平成 28 年 3 月 31 日を適用期限とする。

中小企業等投資促進税制は、廃止とされておりません。



・ 交際費等の損金不算入制度の適用期限を 2 年延長

接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を 2 年延長する。


・ 資本金 1 億円超の法人における欠損金の繰越控除制度等における控除限度額の段階的な引下げ

平成 27 年度税制改正において講じた控除限度額の引下げ措置について、次表のとおりとする。

平成27年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
H27.4 ~ H29.3	100分の65	H27.4 ~ H28.3	100分の65
		H28.4 ~ H29.3	100分の60
H29.4 ~	100分の50	H29.4 ~ H30.3	100分の55
		H30.4 ~	100分の50

・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（取得価額 30 万円未満の固定資産の一時損金算入）

常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人を除外し、その適用期限を 2 年延長する。

その他、

企業版ふるさと納税の創設、国家戦略特別区域における機械等の取得をした場合の税額控除などが発表されています。